

「令和8年度愛媛版脱炭素先行地域づくり事業」委託業務
企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、令和8年度愛媛版脱炭素先行地域づくり事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本企画提案公募は、愛媛県の令和7年度2月補正予算の成立を前提とするものであり、愛媛県の予算が原案どおりに成立しなかった場合は、業務そのものを中止する等の措置を講じる可能性があるため、留意すること。

1 事業の目的

本事業は、多様な取組事例のある全国の脱炭素先行地域をモデルとして、各市町の特性等に適した具体的なアクションプラン策定を支援することにより、県内での脱炭素ドミノをより一層加速させ、県の温暖化対策計画に掲げる目標の確実な達成を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度愛媛版脱炭素先行地域づくり事業委託業務
- (2) 業務内容 令和8年度愛媛版脱炭素先行地域づくり事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月17日まで
- (4) 委託料上限額 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルの参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

(1) 単独で参加しようとする者

- ①企画提案書提出時点において、愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又は愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。

○県ホームページで申請方法を案内しているため、参照すること。

「【物品・役務等】令和5～7年度競争入札参加資格審査申請（変更手続きを含む）について」

(<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>)

「【製造の請負・物品・役務】令和8～10年度競争入札参加資格審査申請について」

(<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/125150.html>)

- ②企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤破産法（平成16年法律第225号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- ⑦宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑧国税及び都道府県税の滞納している者でないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

構成員のいずれかを代表者とする。

なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

- ①代表者は、前記（1）の要件を全て満たしていること。
- ②構成員は、前記（1）の②から⑧の要件を全て満たしていること。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
公募・質問受付開始	令和8年3月6日（金）から
参加申込書・質問受付期限	令和8年3月26日（木）まで
企画提案書提出期限	令和8年4月15日（水）まで
プレゼンテーション審査	令和8年4月下旬（予定）
審査結果の通知	令和8年5月上旬（予定）

5 参加申込書の提出

(1) 提出書類及び提出部数

- ①参加申込書（様式1-1又は様式1-2）・・・・・・・・・・1部
- ②会社概要（様式任意）※既存パンフレット等でも可・・・・1部

(2) 提出期限

令和8年3月26日（木）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は必着。）

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送により、「14 問合せ先・提出先」へ提出。

なお、電子メールの場合は、送信後に「14 問合せ先・提出先」へ送信した旨の電話をし、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を提出すること。

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月26日（木）午後5時15分必着

(2) 受付方法

電子メールにより、「14 問合せ先・提出先」へ質問書（様式3）を提出すること。

また、電子メールの件名は、「プロポーザル質問（愛媛県版脱炭素先行地域づくり事業）」とし、電子メール送信後に「14 問合せ先・提出先」へ送信した旨の電話をすること。

(3) 回答方法

質問及び回答は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア. 単独で参加しようとする者

①企画提案書の提出書（様式4）・・・正本1部

②企画提案書（任意様式）・・・・・・正本1部、電子データ（PDF形式）

・企画書はページ数制限なし、A4判両面印刷により提出すること。

・本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、下表の提案依頼事項等を盛り込んだ「企画提案書」を提出すること。なお、提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真等を使用しても構わない。

・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

- ・企画提案書の作成に必要な仕様書 2（1）に記載の対象市町の情報については、参加申込書の提出後に提供する。

項目	提案依頼事項
企画概要	・企画提案する業務の概要について記載すること。
実施方法	・仕様書 2（1）アクションプラン策定支援に関して、ア～オの項目ごとに企画内容を具体的に記載すること。 ・対象市町ごとの具体的な取組み案の例を 1 つ以上企画内容に盛り込むこと。
自由提案	・委託金額の範囲内において、その他業務の目的達成に資する効果的な取組みがあれば、自由に記載すること。
進行管理	・全体スケジュール及び進行管理について記載すること。
実施体制	・業務の実施体制（責任者及び各従事予定者の氏名、役職、経験年数、主な実績・経歴等を含む）を記載すること。 ・企画提案者の概要（設立年月日、資本金、従業員数等がわかるもの）を記載すること。

- ③費用見積書（様式 5）・・・・・・・・・・ 正本 1 部
 - ・提案に必要な一切の経費を含めること。
 - ・見積りに係る積算内訳書（様式任意）を別途添付すること。
- ④類似業務実績調書（様式 6）・・・・・・・・・・ 正本 1 部

イ. 共同企業体で参加しようとする者

- ①から④に加え
- ⑤ 委任事項（様式 7）・・・・・・・・・・ 正本 1 部
- ⑥ 委託業務共同企業体協定書の写し（例：様式 7ーア）・・ 正本 1 部

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 15 日（水）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。郵送の場合は必着。）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「14 問合せ先・提出先」へ提出。
なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

- ①提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ②企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

- ③提出された企画提案書は、返却しない。
- ④企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ⑤提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

8 公正な企画提案審査の確保

- (1)参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2)参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3)参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4)参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 失格要件

参加申込書の提出後に、以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書を受け付けず、若しくは評価をせず、又は委託候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1)参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2)提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3)不正な利益を図る目的で審査員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4)提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5)その他、審査会が不適切と判断したとき。

10 委託候補者の選定方法及び審査

(1) 選定方法

- ・県が設置する審査会において、企画提案書のプレゼンテーション審査を実

施し、その合計点が最も高い者を、委託候補者として選定する。なお、企画提案者が多数（6者以上）のときは、審査会において事前の書面審査を行い、当該審査を通過した者（3者から5者）のみを対象とする。

- ・企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、受託者としての可否を審査する。
- ・評価点の合計が同点の場合、審査員の協議により選定する。

(2) 審査日時

令和8年4月下旬（予定） ※オンライン参加可

(3) 審査実施方法等

- ・プレゼンテーション所要時間は、準備5分、説明20分、質疑応答10分を目安とする。なお、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。
- ・オンラインでの参加を希望する場合のプレゼンテーションは、「Zoom」を利用し、愛媛県が企画提案者を招待する形で実施する。企画提案者は事前に「Zoom」を利用できるよう必要な準備を行うこと。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの発表日時等の詳細は、企画提案書提出期限以降に別途通知する。

(4) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点	配点
業務に対する考え方	事業の目的を正しく理解し、その目的に沿った提案内容となっているか。	5
提案内容	アクションプラン策定に向けて、提案内容は、現実的かつ妥当なものか。	50
	地域の特性等に適した施策の検討方法が的確で、対象市町の日線や実情に合わせた支援・伴走を行うことができる内容となっているか。	
	事例紹介を見て、独自性の高いアクションプラン策定が期待できるか。	5
	業務終了後においても、対象市町が脱炭素化に向けて継続的に取り組むための工夫がなされているか。	5
類似業務に関する実績等	業務を実施するに当たり、類似業務に関する高度かつ豊富な実績等はあるか。	10

業務実施体制及びスケジュール	県内に事業所を有する又は県内に事業所を有する事業者と連携する等、地元に着したきめ細やかな支援が可能な体制となっているか。	15
	年度内に無理なく策定できるスケジュールとなっているか。	5
経費	提案内容を実施するために必要な経費が的確に見積もられているとともに、その額が合理的なものであるか。	5
合計		100

(5) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

- ・委託料上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
- ・企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・プレゼンテーション審査を欠席したとき。
- ・その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

11 審査結果

審査の結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

12 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 別添仕様書は、委託候補者の企画提案内容によっては、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。

(3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。電子契約を希望する場合は、「11 審査結果」の通知を受領後に、電子メールにより、「14 問合せ先・提出先」へ「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式 8）」を提出すること。

(5) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなか

ったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

13 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (3) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で愛媛県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 委託業務における成果物の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
- (6) 制作物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利について交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (7) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- (8) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

14 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ
TEL : 089-912-2349 FAX : 089-912-2344
Eメール : kankyous@pref.ehime.lg.jp